

○議 事 日 程（第 2 号）

平成29年 6 月20日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第61号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第62号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第63号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第64号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第65号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第66号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第67号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第68号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第69号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第70号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第71号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第72号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第73号 関ヶ原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1 番	谷 口 輝 男 君	2 番	室 義 光 君
3 番	子 安 健 司 君	4 番	松 井 正 樹 君
5 番	田 中 由 紀 子 君	6 番	中 川 武 子 君
7 番	澤 居 久 文 君	8 番	楠 達 男 君
9 番	川 瀬 方 彦 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	柴 田 安 寛 君
教 育 長	中 川 敏 之 君	監 理 官 兼 企 画 政 策 課 長	吉 田 和 司 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	藤 田 栄 博 君	総 務 課 長	澤 頭 義 幸 君
地 域 振 興 課 長	高 木 久 之 郎 君	住 民 課 長	三 宅 芳 浩 君
健 康 増 進 課 長	澤 孝 一 君	産 業 建 設 課 長	西 村 克 郎 君
水 道 環 境 課 長	兒 玉 勝 宏 君	診 療 所 事 務 局 長	小 林 好 一 君
教 育 課 長	岩 田 英 明 君	西 消 防 署 長	山 本 喜 嗣 君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長	吉 森 明 博	書 記	中 尾 浩 一
書 記	岡 村 加 奈 子		

開議の宣告

○議長（子安健司君） ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7 番 澤居久文君、8 番 楠達男君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（子安健司君） 日程第 2、一般質問を行います。

なお、あらかじめ御了承お願いいたしますが、再質問、再々質問される方はこちらから促すことはいたしませんので、挙手をもってお願いいたします。また、質問は用紙に沿って簡明にお願いをいたします。

それでは、順次質問を許します。

8 番 楠達男君。

〔8 番 楠達男君 一般質問〕

○8 番（楠 達男君） 8 番 楠でございます。

議長の許可をいただきましたので、私は通告書に基づき 2 点について質問をさせていただきます。

1 つ目、関ヶ原町総合計画はスピード感を持って確実な実行を。2 点目、豊かな自然と歴史のまちの景観を守る関ヶ原町景観保全条例の制定を。以上であります。

1 点目の関ヶ原町総合計画はスピード感を持って確実な実行を。

進む人口減少と少子・高齢化に加え、変化する社会、経済環境のもとで住民が安心して暮らし続けられる新たなまちづくりを目指した関ヶ原町総合計画の方針が示されました。私は、関ヶ原町の将来を左右する後のない計画として住民合意を得て、着実な実行を求めるものであります。

その上に立って、以下について町長の考えを伺います。

1 つ、既に策定されている関ヶ原町まちづくり基本構想との関連、整合性について伺います。

2 点目、関ヶ原町総合計画の推進には、町長の強いリーダーシップと行動力がより求められます。町長の決意とみずからの役割、責任について伺います。

3点目、議会、自治会、住民、町内事業者の役割と責務についても明確にし、それぞれが責任を果たすオール関ヶ原のプラン遂行が必要と考えますが、伺います。

大きな2点目、自然と歴史のまちの景観を守る関ヶ原町景観保全条例の制定を。

町土の80%を山林が占める本町は、自然環境に恵まれた緑あふれる町です。そして、全国に誇る古戦場の町として新たな魅力を付加した古戦場整備活用事業が進められています。関ヶ原古戦場グランドデザイン事業を契機に、関ヶ原町の自然と歴史的景観を守るため、景観保全条例を制定すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

1つ目に、町内の旧街道沿いの町並みや観光地の景観の現状調査は行っているのか。

2点目に、町内の倒壊危険建物の撤去対策をどう進めるのか。

3点目、玉地区の旧メナードランドスケートセンター跡地の環境対策と新たな活用策について、地権者、事業者と話し合うべきと考えるがどうか。

4つ目、歴史地域と環境地域とそれぞれに景観形成モデル地区を指定し、町並み保全のための改修費補助対象としたり、電柱の一部地中化の検討をしてはどうか。

5つ目に、史跡地周辺及び住宅密集地での景観を損ねる建築物、看板、太陽光設備等を設置する場合は、行政への届け出とともに一定の規制もすべきと考えるがどうか。

以上、質問させていただきます。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の総合計画についてのスピード感を持って確実な実行をということでございますが、平成23年に地方自治法改正により地方自治の基本構想の策定義務がなくなりました。そこで、関ヶ原町におきましては、平成23年基本構想にかわるものとして、平成32年を終了年度とする関ヶ原町まちづくり基本構想を策定いたしました。その後、関ヶ原町を取り巻く社会、経済情勢は大きく変化し、あらゆる分野に大なり小なりの影響をもたらしております。こうしたことを踏まえ、今回、関ヶ原町まちづくり基本構想や他の個別計画との整合性もととりつつ、新たに関ヶ原町の最上位計画となる関ヶ原町総合計画を策定するものでございます。

それで、私の役回りと責任でございますけれども、関ヶ原町総合計画は、今後10年間の関ヶ原町が目指す将来像と将来の目標を定め、それを実現していく具体的な施策や方針を示した関ヶ原町総合計画を策定していきたいと考えておりまして、まさに絵に描いた餅にならないように、町民が安心して暮らせる誇りを持って暮らせる町として、将来にわたって自立、継続可能なまちづくりを進めていく決意でございますので、議会を初め町民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っておりますのでございます。

次に、オール関ヶ原でプランの遂行がということでございますけれども、これは議員の御指摘のとおりだというふうに思っております。まちづくりを進めていく上で住民の方々が主体的に、また積極的に参画と協働が必要と考えております。総合計画に関して言えば、今月末に町民を対象として無作為抽出で依頼をいたしまして総合計画に関するアンケートを実施します。その結果を踏まえて開催する住民ワークショップには、また住民や事業者の方々の積極的な参加を期待しております。また、まちづくりの主役である町民の皆様には、今後は総合計画に基づくまちづくりへの参画だけに限らず、イベントへの積極的な参加や地域や自治会での社会福祉活動等への参加など、それぞれの立場からまちづくり、まちおこしに携わっていただくということを期待しております。

また、議員の皆様には住民の代表として、住民の方々の意思をまちづくりに反映できるように積極的な御提言をお願いいたしたいと思っております。総合計画は、住民と行政が協働して新たなまちづくりを進めるために、まちづくりの方向性とその実現のための基本目標を示す指針となるように策定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、2番目の景観条例についてでございますが、景観条例につきましては、古戦場のまちとして景観を保存していくということは重要な責務であるというふうに認識をいたしております。条例化に向けての取り組みを行うように、今年度当初に指示をしたところでございますが、区域指定の範囲や条件等についての整理が必要ですので、しばらくは時間をいただきたいと思いますというところでございます。

御質問の1点目の現状調査につきましては、後ほど担当課長からお答えをさせます。

2点目の危険建物の撤去対策でございますが、倒壊の危険がある建物につきましては、あくまで個人所有の財産でございますので、把握をいたしましたら速やかに所有者に対して対応をお願いする旨の通知を出させていただいておるところでございます。

次に、メナードランドの関係でございますけれども、メナードランド撤去後10年以上が経過し、景観的にも決してよい環境であるとは言えない状況でございます。地権者のメナードさんも、今後の活用方法、また売却も含めて検討いただいておりますけれども、当地域は都市計画の特別用途地域として娯楽・レクリエーション地区の指定があり、建築できる建物の制限がされております。現状では企業誘致等も難しい状況でございますので、娯楽・レクリエーション地区指定の見直しを図るとともに、地権者と今後の活用方法等について御相談をさせていただきたいというふうに考えております。

景観モデル地区の保全につきましては、景観法に基づく景観計画の策定、景観条例の制定が必要でございます。当町におきましても、歴史的景観が多く、景観保全基準等の必要性を検討いたしておりましたけれども、昨年、国から主要な観光地及び都道府県における景観計画の策定についてという通知文をいただきまして、その中での該当する地域として当町が含まれてお

り、2020年までには計画の策定を進めていくことといたしておるところでございます。景観計画区域、景観重点区域の指定、また町並み保存のための改修費助成、電柱の地中化等につきましては、計画策定の段階において検討して盛り込みをしていきたいと考えておるところでございます。

次に、密集地での届け出等の関係でございますけれども、史跡地周辺及び住宅密集地での景観を損ねる建築物、看板、太陽光発電施設等を設置する場合の行政への届け出、一定の規制につきましても、今後の景観計画策定の中で盛り込みをさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 失礼します。

景観の現状の調査は行っているかという御質問でございますが、当町におきましては中山道宿場町、また関ヶ原古戦場と多くの保全すべき景観がございます。現状の調査につきましては、平成26年度に公益社団法人岐阜県建築士会景観整備機構による垂井町、関ヶ原町における景観づくり事業の際、関係の担当課職員も参加しまして、町内全体の景観資源の現状等の把握を行ったところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔8番議員挙手〕

8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 再質問をさせていただきます。

総合計画についてでございますが、町長答弁でもありましたように、これまで5次にわたる基本構想、さらに平成27年10月には関ヶ原町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、同じく27年10月には、同じような名前ですけれども、関ヶ原町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これらを踏まえての住民アンケートの実施、ワークショップ、そして23年から32年、10年間にわたるまちづくり基本構想の策定、そして今回の総合計画であります。

これ、内容はどれもほぼ同じような、目標も目指すべき方向性も似たり寄ったりと。表現は語弊がありますけれども似たり寄ったり、どのプランも課題、あるいは目標は示されていますけれども、何が実現したのかということが明確にされていませんし、目標に向かって大事なものは、具体的に何をされてきたのか、行政として。総括や、あるいはトレース、よく言われますけれども、PDCAの取り組みがされているのかということが見えてこないというふうに私は思います。

町長は絵に描いた餅にさせないというふうに言われましたけれども、そのためには、やはり具体的なそういう総括やトレースの上に立って、何を目指すべきなのか、いつまでに何をするのかということがなければ、またプランのためのプランというふうに計画倒れになってしまう

ということがあると思いますので、この点について再質問いたします。

それから、町長の役割と責任ということについて決意を述べられました。それで、今年度より役場の機構改編が行われ、副町長を迎え、企画政策課が新設をされました。町長は、今回の組織改編の目的は新しい関ヶ原町の町の活性化と、そのために町長として、みずからの役割はトップセールスであると議会でも強調をされております。町長就任以来5年が経過しました。人口対策、企業誘致、子育て・高齢者対策、災害対策、町財政確立はどれも待ったなしであります。どのようなトップセールスをこの5年間されてきたのか、動きが見えないわけであります。議会への報告もありません。対外的な企業訪問や関係省庁、あるいは行政機関、諸団体への要請、セールス活動に全力を投入すべきであります。必要であれば、我々議会もともに活動に参加するということも考えておりますけれども、その件について改めて伺いたいと思います。

それから、総合計画の成果を上げるためには、行政だけでなく、議会、自治組織、町民、商工事業者の協力と参加が必要と述べられました。まさにそのとおりであります。単なる決意だけではなくて、その決意を実行たらしめるためには、町の憲法とも言える、例えばまちづくり基本条例というものが必要ではないでしょうか。思いだけ、決意だけではなかなか動かないんですよ。やはり基本条例として明確に定めていく、それに基づいて具体的な総合計画なり、まちづくり政策なりを進めるべきではないかと思います。多くの市町でまちづくり基本条例、名前はいろいろありますけれども、住民自治基本条例とかいろいろありますけれども、いずれにしても、まちづくりに関する基本条例制定が必要だと思いますので、再度、町長の考えを伺います。

それから、景観条例について具体的に回答をいただきました。特に町長には、関ヶ原古戦場はもとより、それ以外にも脇本陣を中心とした関ヶ原宿の町並み、今須宿、そして玉地区の火薬庫、旧北国街道沿いの民家の高い石垣積み、野積みのようにありますけれども、それから松尾地区の不破関を中心とした町並みや、あるいは藤古川の蜚、野上の松並木の景観等々、これ以外にもありますけれども、町内の観光資源、歴史的財産は多いわけであります。今、担当課長からは、26年に職員も同行して調査をしたということだけが述べられましたけれども、その結果どうであったのかということが述べられておりませんので、せっかく調査をされたんなら、何がどうなっていて、これはどうすべきかという課題も当然あるかと思いますが、この点についてもできる限りで結構ですけれども、報告をお願いしたい。

それから、空き家対策です。危険倒壊建物というのは、特に空き家対策に関することです。御承知のように平成27年、一昨年に空き家対策特別措置法がつくられまして、地域にとって有害と判断した場合は固定資産税が6倍になる。さらに、解体命令もできるという強い措置法があります。これをすぐ実行するかどうかはともかく、強い指導が必要かと思います。町内にも何カ所か非常に危険な、強風や台風やあるいは積雪があった場合、付近の住民の方が心配する

ほどですので、危険な建物も何カ所かあります。もちろん行政として地権者に対して、所有者に対して働きかけ、撤去要請をされていると思いますけれども、なかなかそれは前に進んでいないわけでありまして、そういった法律もできたという契機を踏まえて、改めて強い指導を求めるものであります。

それから、特に史跡指定地の電柱の地中化についてであります。答弁では、今後の景観条例を策定する段階で検討するというような、ちょっと抽象的でありますけれども、私は一遍に町内を全部地中化するというのは、物理的、財政的にも困難だということは承知しておりますけれども、質問状でも触れましたように、一定のモデル地区、歴史地区なり、景観地区2カ所ぐらいのモデル地区をつくって設定して、そこに対して地中化について検討する。財源がどの程度必要なのかということで、一歩前へ進めていく。そのためには、県や国の助成も当然活用しながら、そういったせっかく世界の三大古戦場という形で、これからますます進んでいこうとする当町にとって、特に中心地における電柱の地中化を通じて景観保全していくということが必要ではないか、大切ではないかと思いますので、ぜひその点についてもう一度お願いしたいと思います。

最後、特に最近、太陽光パネル設備の設置が当町でも進んでおりまして、実は私の家にも2回、3回ほど空き地がないかというような問い合わせがあつて、その目的を尋ねると、やはり太陽光のパネルを置きたいというような趣旨であります。それはそれで民間業者ですから、法に違反するとかじゃないんですけれども、特に当町における景観保全とか歴史地区保全ということを考えると、例えば開戦地なり決戦地なり、あるいは笹尾山の周辺に非常に観光客がふえました。しかし、その周辺には、残念ながら遊休地、耕作放棄地も最近ふえてきてまして、そこに大きな太陽光パネルがどんと建てられた場合、法的には問題ないにしろ、やはりお客さんから見れば非常に景観を損ねるということもあると思うんですよね。そういう点で、そこら辺は規制がどこまでかけられるかというのがああるかもしれませんけれども、少なくともこういうものについては行政への届け出をしていただいて、行政の検討の中で地権者、あるいは事業者と相談をしながら、これについては遠慮してほしいとか、規模を小さくしてほしいとか、あるいはどうしても建てたい、つくるということなら塀をつくって景観を少しでも保全するということもあると思うんですね。そういう点で、景観保全条例というのはどうしても必要な条例だと思いますので、具体的なそういう太陽光パネル、あるいは倒壊危険の建物に対する撤去指導ということについて改めて伺いたいと思います。以上です。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、お答えをさせていただきます。

まちづくり基本構想、またその前にも計画をどんどんつくっておりますけれども、今、御指

摘のように、基本構想と総合戦略等々につきまして似たり寄ったりだと。基本的にまちづくりの方向性を示すものとしてまるっきり違うようなものをつくっておったら、これはいけないということで、やはり基本的には同じ方向に向かうというふうに思っているところでございます。

ただ、23年につくった基本構想につきましては、総合計画にかわるものということで、全般的にまたがる構想というものをつくらせていただいて、それに基づいて実施計画を別途策定して進めるということにしておったところでございます。

また、それから総合戦略につきましては、やはりこれからのまちづくり、それから人口対策等の分野に限って計画をつくるというようなものでございまして、今、町がつくっているいろんな計画、幾つかございますが、そういったものがばらばらで存在しておってはおかしいんじゃないかというような御指摘が以前議会でもありまして、そんなことから総合戦略という形で一つにまとめたものとして、改めて作り直させていただくということにしたものでございます。

そういったことで、内容的に時代を反映しながら、若干の変更は出てくるかと思えますけれども、大筋においてはそんなに大きく変わるものではないと思っております。ただ、その中に住民の方のアンケートを取り入れることによって、より身近な問題も取り組み対象にしていきたいというふうに考えているところでございます。そういったことで、今まで基本構想に基づく実施計画を立てたものにつきましては、毎年1回、ことしもやりましたけれども、実施状況につきまして委員会等にお諮りさせていただいて、報告させていただいて、これからの進捗方法等についても協議をさせていただいているところでございます。

それから、PDCAということでございますけれども、確かにやったやらなかったというところまではやっておりますけれども、その中の原因、こういったものって深くチェックをしているかといいますと、ちょっとそこまでは行き切っていないというのが現状かというふうに思っているところでございます。そういったことで、なぜできなかったのかということにつきましては、今後内部におきまして取り組みを進めていきたいというふうにしていきたいと思っておりますし、プランのためのプランづくりじゃなしに、実行可能なものということで進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、私の行動というようなことでお話いただきましたけれども、いろいろな町の抱えている課題、こういったことに関しましては、やはり関係機関等に出向くとか、会ったときにお話をさせていただくとか、アプローチはかけさせていただいております。ただ、こういう現状を考えたときに、すぐに具体的に答えが出てくるというものではないというのが現状でございます。ただ、やはりお願いをしていた機関等から、そこからまた紹介をしていただくというようなこともあろうかというふうに思っているところでございまして、きのうもそういったことでの土地の動きについて御報告、御相談というようなこともあったわけでございますけれ

ども、それを具体的にできるかできないかということにつきましても、やはり内容等確認しながら進めるべきか、ちょっと待つべきか、それを検討していくという課題になろうかというふうに思っておるところでございます。まだまだ具体的になっていない部分が多うございますけれども、今までも議会、全協とか、そういった形の中で御報告させていただいたり、相談をさせていただいたりした部分は若干あろうかというふうに思っているところでございます。

それから、まちづくりの基本条例につきましては、既に多くのまちが実施されております。そういったところの状況を聞きますと、賛否両論があるというのが現状でございます。私個人としては、基本条例というものまでは行く必要はないのではないかというふうに思っております。いわゆる基本憲章的なものとして、がんじがらめじゃなしに、緩やかな形の方針を決めるというようなものにするという意味ではいいのではないかと考えておりますけれども、今のところ、基本条例とするまでは考えておりません。

それから、古戦場とか中山道、玉とか蛸、松並木等々の関ヶ原に残っている史跡、景観、こういったものを保存していくということでの対策でございますけれども、確かに今までの現状を調査したと。そこから何が浮かんできたかということまでは検討いたしておらないというのが現状でして、景観条例を策定する中で、そういった課題も要チェックということで取り組みをさせていただくということにしておるところでございます。

それから、空き家対策につきましては、特別措置法ができたということで、代執行までできるということにはなっておりますけれども、代執行する前に何とか所有者の方がみずから壊していただくように、そういったアプローチの強化をしていく必要があるというふうに思っております。代執行をやって、あと改修というような形もとらなきゃいけないんですけども、そこまでは今のところ考えておりませんが、将来的にそういう物件が出てきた場合にはまたお諮りさせていただいて進める場合もあろうかというふうに思っております。

また、固定資産税における、いわゆる課税強化の関係につきましても、国のほうから、一応指針は出ておりますけれども、具体的な部分についてはまだだというふうに聞いておりますので、そこら辺も踏まえながら、やれる分はやっていきたいというふうに思っておりますけれども、どういう判定基準やというのが明確にならないとなかなか難しいのではないかとこのように思っております。

それから、電柱の地中化のモデル地区の設定等でございますけれども、今ランドデザイン事業をやっておりまして、その中でやはり決戦地であるとか、そういう古戦場地域において地中化したいよねというような話は出ておりまして、検討課題というふうにしております。そのほかにも町内の町道を見たときに、1車線でセンターラインもないという道が多うございまして、そこに電柱が立っていることによって通行がちょっと不便やという地域が多数ございます。その中で、やはり電柱を地中化することによって解消できるのではないかなと思われるところ

はございますので、そういったところを対象にして考えるということは必要であろうというふうに思っております。そういった中で、どこを優先してやっていくかということも大事でございますし、また、地中化に伴う工事のやり方、これは以前は地中化につきましては深く掘ってやらなあかんかったんですけども、今度の法律改正によって、浅いところに管を入れて、その中に通すというようなことが可能だというふうになって、工事費のほうも以前に比べて軽減されるというふうになったようでございますけれども、それに対する補助等についてまだ明確なものがないというのが現状ですので、そういったものも踏まえながら検討させていただきたい。ぜひともやりたいものの一つであるというふうに思っております。

それから、太陽光パネルにつきましても、これはやはり古戦場の町として景観、今、御指摘のように古戦場の史跡指定地のすぐそばに置かれるとか、そういうことがあると景観を損ねてしまうというのはそのとおりでございますので、何とかそういう景観を守りたいという思いしております。

ただ、ほかのところの事例を見ますと、やはり太陽光パネル、民家の中でも設置をされていると。いわゆる民家の屋根に設置される部分、こういったものも制限をすることはできないということで、大きさとか規模、高さ、こういったものでいろんな制限を加えているという例が、全部調べたわけじゃないですけど、二、三の町の例を見ますとされているようでございますので、そういった実情等も調べながら関ヶ原に合った景観対策、制限というものは設けさせていただきたいというふうに思っております。そういったことで何とか景観を守れるような、そういう仕組みを今度の景観条例の中で取り組みをさせていただきたいと思っているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（子安健司君） 再々質問を許します。

〔8番議員挙手〕

8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 最後に一点だけあえて申し上げますけれども、きょうの答弁でもそうですけれども、調査中、検討します、思いはありますということです。これは私、ちょっと語弊がありますけれども、行政はそんなもんかなと思いますけど。先ほどあえて待ったなしの町の課題があると言いましたでしょう。検討中では困るんですよ。検討した結果、こうやればできるけどできない。さっきの課長の答弁でも調査しましたと言うだけでしょう。調査した結果、何がよくて何が問題で、財源が要るから、いつまでに財源の確保も都合つけながら景観保全するということをやらないと、幾ら町長がこの町をよくしたいとかという決意を述べられても進んでいないじゃないですか。

あえてきょう言いませんけれども、次回の質問でぜひさせていただきたいと思っておりますけれども、せっかく町長は新しい機構改革の中でトップセールスに力を入れる、やってきたというふ

うに答弁されたんで、その結果についても、あるいは現状についても、これから議会にきちっと言って、報告していただいて、質問でも述べましたけれども、必要であれば、我々議長なり副議長として、議員として同行するということもやぶさかじゃありませんし、それでまさに一体となってこの町の活性化を進めるということで、最後にもう一度町長の具体的なトップセールスについて今後のみずからの責任と意思について、行動について伺って再々質問を終わります。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） トップセールスについては、前々からも実施していくということはお答えさせていただいたとおりでございます。具体的に企業誘致であるとか、それから町の活性化、またいろんなハードルを何とか下げるといったことでの対策というものは必要でございます、私1人で動くんじゃないしに、やはり私が頼みに行って、またそこからお願いするとか、そういったこともできる話であろうというふうに思っております。そういった意味で国・県、また民間事業者、そういったところには情報をいただく限り、内部で相談しながら取り組みを積極的にやっていきたいというのを前から申し上げているとおりでございますので、目に見える形で実現するように努力させていただきます。

○議長（子安健司君） これで8番 楠達男君の一般質問を終わります。

続きまして、6番 中川武子君。

〔6番 中川武子君 一般質問〕

○6番（中川武子君） ただいま議長から許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

質問事項は、国保関ヶ原診療所の官舎について。

この4月より国保関ヶ原病院が国保関ヶ原診療所に移行され、また診療内容が大きく変わりました。そのことに付随して駐車場の整備等もされました。そこで官舎ですが、これは随分前から空きが多く、必要とされないまま放置されてきているように思われます。現状とこれからの対応について伺います。以上です。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 国保関ヶ原診療所の官舎の現状につきましては、後ほど診療所の事務局長からお答えをさせます。

御質問の今後の対応でございますけれども、官舎には看護師宿舎と医師官舎がありますけれども、全て借地でございます。第三者への転貸、又貸しというものにつきましては、地権者の同意がない限りは無理だというふうに考えております。そのため、理解が得られない部分につきましては、古い建物から解体して借地の返還というものを考えていきたいというふうに考え

ているところでございます。以上です。

○議長（子安健司君） 小林診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） 国保関ケ原診療所の官舎の現状についてお答えさせていただきます。

現在、看護師宿舎は、14室中6室使用しております。

次に、医師官舎でございますが、大きく3カ所に点在しております。まず、松尾西に2棟あり、うち1棟は平成29年3月まで使用しておりました。また、西保育園横に2階建ての官舎が3棟あり、現在1棟は使用しており、また平成29年3月まではもう1棟も使用しておりました。次に、看護師宿舎の東側に平家建て官舎が4棟あり、うち1棟は現在も使用しており、また平成28年8月まで1棟、平成29年3月まで1棟それぞれ使用していた状況でございます。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔6番議員挙手〕

6番 中川武子君。

○6番（中川武子君） ただいま町長から大変簡単な対応を伺ったんですけれども、これは今まで、本当に随分長い間、空きが多く放置されてきましたが、土地は全て借地ということで、こういったものをこのまま置いておくということは非常に考えないかん時期に来ていると思うんですけれども、地権者の方との話し合いというのか、地権者の要望というのがまず第一ですけれども、町としてこの土地を今、町長は地権者に返還をする、建物を更地にして返すということですね。そういう契約になっているのかと思いますが、この辺の契約内容も町全体の中でそういう借地を、長年地権者とのそういう関係をつくってきて、そして今、更地にして返すだけじゃなくて、再利用の方向がないのかなというふうに私は考えるんですけれども、建物自体を壊して、そして土地を返還するという建物、そして、今現状でまだ住める内容、その辺の建物もあると思うんですけれども、その辺を何とか町として、地権者とまた交渉し直して、契約内容も再検討した上で、町として何らかの形で利用できる方法はないのかなと思うんです。

それも一応ネックになるのは、地権者の方との話し合い、契約内容と、そして条例ですね。条例は幾らでもというのか、内容を変えることができるかと思うんですけれども、一番ネックはそういうふうで、地権者と町の条例ですね。そのことに何とかプラス、何かいい方法で町として利用できたらいいなと。それはやはり町長の考え一つにかかっていると思うんですね。

今、関ケ原町では宿泊施設がもうない。観光に来られた方、そして若い方で歴史とか関ケ原が大好き、関心があって、何らかの形で関ケ原に、例えば1週間、10日、何カ月とか滞在をして勉強したり、いろんなそういう方がおられるかと思うんです。そういう方にもやはり地域の社会の中では、いろいろアパートとかありますけれども、財源的に厳しいので、町としてそういう方にそういう場を提供できればなというふうなことも思っています。だから、その辺のこ

とで、町長の頭一つにかかると思いますけれども、その辺をお答えをお願いします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 病院から診療所が変わるときに、あそこの官舎、医師が今までおったところが減るということで、私のほうからも今御提案のようなことで、何とかあれを活用して、そのまま民間の方に貸すことができないかということで検討させていただいたこともございます。

ただ、今のところ、行政財産という枠組みの中では無理な話ですので、そういったことも踏まえて、いわゆる普通財産に切りかえた上でできるかということで取り組みを一時させていただきました。その中で、やはり契約書の中に、第三者への転貸はあかと明文が書いてあるものがございます。また、それは書いてない地権者については、まだ当たっておりませんけれども、やはりそうやって書いてある地権者の方に先般お伺いして、何とかそういう転用をさせてもらえんかということをお願いに行ったんですけれども、それはこらえてくれということで、将来的には返してもらいたいようなこともニュアンスとしては言われたという状況がございますので、そういったものについては返還というふうに考えていかなきゃならないと思います。

ただ、借地が官舎だけが建っているんじゃなしに、今、職員の駐車場としても利用させていただいているという状況がございますので、分割してそれができるとか、そういったことも検討していかなければならないと思っております。

ただ、ほかの場所については、借地であっても地権者との契約書の中にはそういった明文がないというものにつきましては、今後、地権者の方の御理解を得て、もしそれが可能であれば検討をさせていただく対象にはなろうかと思いますけれども、ただ、現状、例えば松尾の官舎は非常に古過ぎるということで、貸す場合にそのままで貸せるかという常識的にひどいかなというふうに思っております、手を加えてまでそこまでやるつもりはないというのは基本的な考えでございます。

ただ、そのほかの今言われたように、ちょっと整備するとか、この程度で我慢してもらって貸せるということであれば、それは検討の対象とさせていただくのはやぶさかではございません。ただ、今のところ地権者の方からは、そういったことでの対応を求められておりませんし、町としても、例えば返す場合の切り方、面積だけを返せるのか、1筆丸々返すわけにはいかないという場合がございますので、そういった状況等も鑑みながら、今御提案があったことについては真摯に検討させていただきたいというふうに思っているところでございますけれども、今現状の行政財産のままという形では取り壊して地権者に返すというのが本筋であろうというふうに思っておるところでございます。

○議長（子安健司君） 再々質問を許します。

〔6 番議員挙手〕

6 番 中川武子君。

○6 番（中川武子君） 地権者の方もそれぞれの契約内容があるように、今お聞きしましたけれども、そういうことも考えて、町としてどう対応したらいいかみたいな、私が先ほど言いました、そういう宿泊施設というのか、うちを希望されている方に、たとえ1つでも応えられるような方向に向けていただければいいなとも思います。

今、建物が、例えば住める状態であれば、いろんなこれは高齢者のケアハウスとかそういうところですけども、やはり人が出入りするところは家財道具は前の人が使ったのは嫌やということで、家財道具、例えばベッドもテレビもいろんなものは全部自分が持ち込む、そういうような利用方法もありますので、そういうこともちょっと置いておいていただいて検討していただきたいと思います。

これで終わりますが、このことについて今言いましたようないろいろな内容、この次また、内容の再検討の結果と進捗状態を9月にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 御指摘のことはよくわかりましたけれども、1件は、先ほど無理だと地権者の方が言われたというふうにお答えさせていただきました。

ただ、ほかのところについては、ついこの間まで職員、ドクター関係が中に住んでいらっしゃると。今も1件は借りてというか、常時は寝泊まりしていらっしゃいませんけれども、たまに入りたいということで、キープされているという状態でございますので、ただ、その真隣にそういう民間の方を1件だけあいておるで、そこへ入れるかというのもちょっと考えていかなければならないということで、状況をまるきり地域の棟が全部あいたという状況であれば、そういう方向に行きたいというふうに思っているところでございます。

○議長（子安健司君） これで6 番 中川武子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前9時52分

再開 午前10時01分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

5 番 田中由紀子君。

〔5 番 田中由紀子君 一般質問〕

○5 番（田中由紀子君） 御指名を受けましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、国民健康保険の県単位化について、子供の遊具設置について、町にある奨学金制度の

生きた活用を、この３点について質問を行いたいと思います。

１番、国民健康保険の県単位化について。

2015年、国民健康保険法の一部改正によって、来年度から国民健康保険が県単位化となり、県と市町村が保険者として共同運営することになります。保険証の発行や保険料の決定、賦課、徴収、医療給付、保険事業などは引き続き関ヶ原町が実施し、岐阜県は財政運営の責任主体となります。しかし、具体的にどう変わっていくのか、町民にどう影響があるのか、はっきりしていません。

そこで、以下の点について伺います。

①2018年度、平成30年度からの市町村国保の都道府県化で一体何がどう変わるのか、特徴点をお聞きします。

②これまで保険料の基礎となる賦課総額を町が決めていましたが、県単位化になると県が賦課総額にかわる納付金を町に割り振ることになります。それによっては、保険料に影響が出てくると思われます。今でも高過ぎる保険料がさらに値上がりするのではないかと心配されます。納付金はどのくらいになるのか、保険料への影響はどうなるのか、伺います。

③一般会計からの法定外繰り入れについて、これまでどおり市町村の裁量でできると厚生労働省は明言しています。県単位化で県への納付が仮に足りなくなった場合には、保険料の値上げではなく、政策判断で一般会計からの繰り入れも選択肢にすべきだと思いますが、見解を伺います。

④収納率アップのために無理な保険料回収に結びつくのではないかという懸念があります。その世帯の暮らしの困難さを察知し、ぬくもりのある相談をされるのか、見解を伺います。

次、２番、子供の遊具設置について。

陣場野公園にある遊具が2016年に史跡整備事業によって撤去されました。それに先立ち2015年９月議会で、それにかわる新たな遊び場の整備が必要と訴え質問したところ、町長は、歴史民俗資料館のリニューアルに合わせて整備を進めたいと答弁されました。先日の古戦場グランドデザイン・フォローアップ懇談会で出されました古戦場ビジターセンターの資料からは、遊具の設置場所は見当たらず、このままでは後回しの状況に追いやられてしまうのではないのでしょうか。遊具の設置をきちんと位置づけるべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

３．町にある奨学金制度の生きた活用を。

親に経済的な余裕がない学生がアルバイトや仕送りでは足りず、学費などを補うため奨学金を借りています。その背景には、70年代半ばから大学授業料の値上げが繰り返され、世界でもトップクラスの高学費になっていることや、家計の収入が90年代以降減少を続けていることが上げられます。学生の２人に１人が何らかの奨学金制度を利用しており、その約七、八割を占めているのが有利子の奨学金でありまして、利用者を苦しめている原因として社会問題にもな

っています。

こうした中、国民の批判の声に押され、政府もほんの一部ではありますが、給付型奨学金の新設をしました。関ヶ原町においては、昭和46年に関ヶ原町育英奨学資金助成に関する条例が創設されており、高校生に月1万円、大学生に月2万円を無利子で貸し出す内容となっています。しかし、残念ながら、この制度があることすらほとんど知られていません。

そこで伺います。

①利用実績をお聞きします。

②関ヶ原町の奨学金制度を生かし、子育て支援や若者定住に結びつけていくべきではないでしょうか。町長の見解を伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の特徴点と2つ目の納付金の額等については、後ほど担当課長からお答えをさせていただきます。

3つ目の県への納付は足りなくなった場合の一般会計からの繰り入れということでございますけれども、厚生労働省は繰り入れをできると言っているのは、どういう趣旨で言っているのか明確ではございませんけれども、法定外一般繰り入れのうち、いわゆる保険料の負担緩和を図ることを目的としたものは、削減、解消すべきものというふうにされております。そのような目的の一般会計からの繰り入れということで、保険料を軽減するための一般会計からの繰り入れは考えておりません。

それから、ぬくもりのある相談をということでございますけれども、無理な保険料回収というものがどういうものを指して言われているのかよくわかりませんが、国民健康保険の制度は、加入者が保険料を負担し合って、医療に対応するための相互扶助を目的とした医療保険制度であり、制度等に基づいた公平な負担についてはお願いをいたしたいと思っております。その中で滞納者に対しましては、現在と同様に、まず納付相談の機会を設け、その上で納付誓約書の提出をお願いすることとなりますけれども、それらを見放され、滞納を続けられる悪質な滞納者に対しましては、制度の趣旨からも滞納整理を考えていくということが必要だというふうに考えております。

次に、子供の遊具設置についてでございますけれども、陣場野公園の遊具につきましては、平成27年度に史跡整備検討委員会での検討を経て、陣場野公園から撤去をいたしました。当時は歴史民俗資料館を増床し、ビクターセンターとする計画としておりまして、現在の老人福祉センター南側についても町において広場整備をする計画があったため、新たに憩いの場の整備

を進める旨、議会でも答弁をさせていただいたところでございます。

しかしながら、その後の議論の進捗によりまして、ビジターセンターが老人福祉センター敷地も利用する計画へと変更となったため、現在南側の敷地についても、ビジターセンターの外構部分、駐車場として一体的な整備を行うことで検討が進められております。このエリアにつきましましては、ビジターセンターのコンセプトに即した観光交流拠点としての整備も進める必要がありますので、その中で検討されていくものと考えておりまして、議員の御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、奨学金でございますけれども、利用実績についてでございますけれども、育英奨学金助成につきましては、現在残っております書類では、全ては確認できておりませんが、ここ20年ほどの御利用はございません。

次に、奨学金を生かして子育て支援や若者定住への結びつけでございますけれども、現在の当町の制度は、昭和62年度から見直しを行っておらず、高校生月額1万円、大学生月額2万円という額が適正なのか。今後、他の市町の貸付内容や状況なども参考にしながら見直しを検討するとともに、制度自体の周知方法も改善を図っていきます。その上で子育て支援、若者定住対策等の充実につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、国民健康保険の県単位化につきまして、特徴点並びに保険料等への影響について説明いたします。

まず、特徴点で何がどう変わるのかということでございますが、基本的な部分は田中議員さんが質問の前文で話されたとおりでございます。国保財政の安定的な運営等を図るため、県が財政運営の主体となることが一番の特徴でございます。具体的には、県は県内市町村が保険料等をもとに納付する納付金やその他の収入を収納しまして、保険給付に必要な費用を全額市町村に交付することとなります。高額な医療費の発生などに対しましても、県全体として対応することとなります。

また、その他としまして、県が保険者になることによりまして、関ヶ原町から転出されても県内の住所移動であれば被保険者の資格が継続しますので、高額療養費の多数回該当に係る該当回数が引き継がれるということがございます。

次に、納付金がどのくらいになり、保険料への影響でございますが、これにつきましては、まだ今後県において納付金に関する試算が行われるという予定になっておりまして、現在はまだ試算の準備段階ということでございます。現在におきましては、納付金の額と保険料の影響につきましてははっきりわかっておりません。以上でございます。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔5 番議員挙手〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 国保の県の単位化についてですが、町に割り振られる納付金額というのは、医療費水準と所得水準で決められるというふうに聞いております。それで、まだ試算の準備段階ということで、全く予想がつかないということだと思っておりますが、関ヶ原町は医療費水準が県内でもトップクラスですね。1 位、2 位、3 位ぐらいで大変医療費がたくさんかかっているということです。そういうことを考えると納付金額が高くなる可能性があるのではないかと思います。納付金額が高くなると、それを賄うために保険料が高くなるというふうになるかと思っておりますが、その辺の大体の予想をどのように考えておられるか伺いたいと思います。

それから、結局、納付金というのは100%県に上納しなければならないので、滞納されている方に強い納付を迫ったり、先ほど納付相談をやっていくというふうに言われましたが、その納付相談の中でも、その人の生活状況に応じて分割の納付金額をきちんと決めるとか、無理やり高い金額を押しつけるとか、そういうことになりかねないかなというふうに心配しておりますので、今までどおりきちんと被保険者の方の生活状況も鑑みながら相談に乗っていただけるかどうかというのを再度確認したいと思います。

それから、先ほど町長が、厚生労働省が一般会計からの繰り入れについての解消の問題ですが、厚生労働省は国会の質疑の中で、現在、保険料を軽減するために自治体が一般会計から繰り入れを行っているという現状があります。それに対して国会審議の中で、保険料の軽減についても一般会計からの繰り入れについては、市町村の独自の判断だというふうに国会答弁されておりますので、それはやっぱり町長の認識が違うというふうに思います。今でも本当に高い保険料ですし、国も保険料が高いということを認めつつ、今補助金を入れようとしている状況ですので、私はやっぱり高い保険料にしないために一般会計の繰り入れということも視野に入れるべきだと思いますが、その辺の認識を伺いたいと思います。

次に、子供の遊具設置についてですが、町長の先ほどの答弁はつくらないということなのでしょう。そもそも県のビジターセンターは、後でそういう大きく変更になったわけですし、もともとあった遊具を撤去したわけですから、当然その周辺の整備の中に位置づけるべきではないでしょうか。お風呂もそうですけど、町民の暮らしを犠牲にしたビジターセンターの建設というのは、やっぱり私は町民の納得は得られないと思いますので、きちんと位置づけるべきだと思いますが、もう一度答弁を伺いたいと思います。

グランドデザインの会議の中で示されました計画案を見ました。見せていただきましたけど、中庭をビジターセンターの間につくられるということで、これはまだ検討段階だというふうに聞いておりますが、せっかく陣場野公園で芝生公園をきれいにしたわけですから、私は中庭は大変無駄だと思います。そのスペースがあるのであれば、やっぱり子供の遊具設置公園を位置

づけていただきたいというふうに思いますが、伺いたいと思います。

それから、奨学金制度ですけれども、拡充していきたいという御答弁でした。それで、神戸町が、実は大学、短大等については月額2万円、高校については月額1万円ということとやっておられまして、実績を聞きましたところ、平成26年は96万円の貸し出し、平成27年度は84万円、平成28年度は72万円、平成29年度が96万円ということで貸し出しておられます。そのうちの2割は町が助成をされているんですね。その2割分は返還しなくてもいいということなんですけれども、それで毎年返還がされていて、平成29年度は、これは予算段階ですけれども、130万円ぐらい返還があるのではないかという予算になっているそうですので、基金がありましたね。奨学資金の基金がありました。八十数万円あったと思うんですが、基金がどれだけ残っているか伺いたいと思います。その基金をやっぱりもっと割り増しして、もっと拡充をすべきではないかというふうに思いますが、伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） お答えさせていただきます。

保険料ですね、確かに今御指摘のとおり関ヶ原町の医療水準は非常に高いということで、それに連動して医療費から算定すると保険料は高くなってしまいうだろうと言われております。ただ、逆に所得水準は県下でも低うございまして、そこから言うと余り上げられない。非常に矛盾するところがございますけれども、そういう実情がございます。

それで、県のほうでも、この間、健康推進部長さんにお話をお伺いしましたけれども、まだそこら辺は何も決まってないと。ただ、保険料の極端な増額を避けるためということで、国のほうが毎年1,700億円のそういう財源補填の対策の補助金を出してくれるということで、それを使いながら過度な保険料が上がるということはないようにしたいという趣旨のお話はございました。ただ、先ほども三宅課長からも申し上げましたとおり、現時点では保険料水準はどうするか、徴収方法をどうするか、全て何も明確なものは私どもには伝わっておりませんので、現在は予想としては余り変わらないのではないかというふうにお答えをさせていただく程度でお願いをいたします。

それから、保険料の徴収関係でございますけれども、徴収につきましては町の責務という形で、今までどおり同じようにしていかなければならないというふうに理解をいたしております。ということで、納付相談をさせていただきながら、何とか多くの方に少しでも納付していただけるような、そんなふうに持っていきたいというふうに思っております。それは1回目の答えとさせていただいたとおりでございますので、ぜひとも国保の加入者の皆さんには納付のほうを御協力お願いいたしたいというふうに思っているところでございます。

それから、保険料の引き下げのための繰り入れは、先ほども申し上げたとおりでございます

ので、保険料引き下げのためにということでは、一般会計からの繰り入れは考えておりません。ただ、運営上、その保険で全体を賄っていく中で、どうしても不足分が出たときに、それは一般会計からの繰り入れというものはあり得るだろうと思いますけれども、現時点では、それを前提としては考えていくつもりはございません。

それから、次の遊具でございますけれども、確かに中庭、陣場野公園で今、芝生広場になって、多くの子供たちが幼児も含めて、結構芝生の上で遊んでおられるという状況がございまして、前あった遊具がなくても本当に楽しんでおられるなという風景をちょくちょくと見させていただくところでございます。そういった中で、今、ビジターセンターの前庭としての位置づけ、これは現在も検討中、協議中ということでございますので、明確には決まっております。私としては、芝生広場と今のトウカエデの森をつくる中で何とかならないかなという希望はしておりますけれども、まだ具体的に位置づけ、また設置するかしないか、ここまでは結論が至っていないという状況でございます。そういったことで、個人的には前もお話したとおりでございますので、何らかの遊具をつけたいなとは思いますが、ただ、スペース的な関係から言うと、つけられたとしても、そんな多くの遊具はつけられないんじゃないかというふうに思っているところでございます。

それから、奨学金の貸し出しについてでございますけれども、町におきましては今、基金が88万5,000円あるそうでございますけれども、これは高校生1万円、大学生2万円を貸した場合に償還期間を何年やというふうに考えたときに、ローテーションを考えた上で、この金額を基金とさせていただいたと。貸していく、返ってくる、その順番のローテーションですね。できる額ということで、その当時決めたというふうに聞いております。ただ、今現時点では、貸し出しの実績がないということでございますので、とりあえず借りていただく、そういう実績をつくることのほうが優先すべき事項であろうというふうに思っております。ただ、今現在、国とかほかの自治体で支給しつ放しというような、返還しなくてもいい、そういう奨学金を創設するという動きがございまして、今の町の財政状況を考えたときに、そこまではちょっと難しいのではないかなというふうに思っております。もしつくったとしても、条件設定ですね。非常に厳しくなるんじゃないかなと。借りられる人が本当に限定されてしまうんじゃないかなと、そんな思いもいたしておるところでございますので、いかにしたら活用していただけるかということも検討しながら、今後進めていきたいと思っております。

○議長（子安健司君） 再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 所得水準が関ヶ原町は低いので、そんなに変わらないのではないかと
いう認識だと思うんですが、そもそも国保は、ほかの保険と比べて高いんですね。国保は所得

の9%ぐらいで、1割近くを占めております。大企業などの健保組合は4.6%、中小企業などが入る協会けんぽは6.2%ということで、国保というのは非常に負担が重いということが言えると思います。

それで、やっぱり県の単位化によって保険料の値上げは、私は避けていただきたいと思うんですが、これは具体的に今後どうなるかという問題にもかかってくると思うんですが、私はやっぱり町長の姿勢は、保険料が上がってもいたし方がないというようなふうに聞こえます。私は町民の方の暮らしを考えたときには、これ以上保険料を上げたらいかんという観点に立って、じゃあ関ヶ原町の国保財政をどうしていくかという点では、やっぱり一般会計からの、もちろん今、繰越金がありますし、基金も4,000万円残っていますので、当然そういうのをいろいろやりくりされると思うんですが、財政が厳しくなったときに保険料を上げるかどうかという選択が迫られたときに、やっぱり私は一般会計からの繰り入れも視野に入れるべきだと思います。この制度上、保険料を抑えるために一般会計からの繰り入れはしちゃだめだというふうにはなっておりませんので、それは国会の審議の中で厚生労働省が市町村の判断だということではっきり述べておりますので、その認識だけは持っていただきたいと思います。

それから、子供の遊具設置についてですが、町長自身はつくりたいというふうに思っているけれども、なかなか県の中に位置づけられてこないというふうに私は受け取りました。やっぱり県はわかってもらわないかんと思うんですね。もちろん県は町のためにというふうに思ってみえるかもしれませんが、町民にとっては、観光客のことばかりお金を使うなど、そういう言われ方をされます。先ほども言いまして、しつこくなるかもしれないんですが、お風呂もなくなるし、子供の遊具もなくなってしまうし、立派な建物を建てて、本当に町民置き去りやなというのが町民の声ですので、その辺はきちんと県の方にわかっていただかないといけませんので、その辺は強く推していったきたいし、町長には責任を持っていただきたいと思いますが、伺いたいと思います。以上です。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 先ほどもお答えさせていただいたところでございますけれども、県のほうで、全県を見ながら保険料を設定されてくるということでございますので、私のほうから幾らにするとか、そういうことは言えないというのは御理解いただいているところでございます。

ただ、考え方として、県の徴収ということでもありますから、一つの考え方として全県を一緒にできないかという考えはあるようでございますが、ただそうした場合に、逆に安いところを上げんならんと。これも不公平だろう、おかしいだろうということで、なかなか議論が進まないということを聞いております。また、今回のテーマではございませんけれども、徴収方法についても各市町ばらばらの状況でございますので、そういったものの整理をどうするかという

のも課題となっておるところでございます。

そういう中で、今後、県のほうで統一した場合に、保険料が値上げということで町民負担にならないように配慮をしながら進めたいという県の気持ちというか、方針だというふうに伺っておりますので、今よりもそんなに高くはないだろうというふうな認識で今、様子見をさせていただいているところでございます。それから、一般会計からの繰り入れは、先ほども申し上げたとおり、私としては考えておりません。

それから、遊具につきましては、確かに町民が遊べる場所と小さいお子さんが遊べる場所ということでは欲しいなという施設でございますので、何とかこういう遊べる場所というものは確保したいなというのは前々から考えているところでございますので、そういった方向で今後も取り組みを進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（子安健司君） これで、5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

続きまして、9番 川瀬方彦君。

〔9番 川瀬方彦君 一般質問〕

○9番（川瀬方彦君） 議長のお許しをいただきましたので、私は2点について質問をさせていただきます。

1つ目は命を守る救急救命対応について、2つ目は子育て世代に対する支援状況についてを伺います。

命を守る救急救命対応について。

行政の役割として、住民の生命、財産を守る、福祉の増進を図るなど、重要事項が掲げられています。現在、関ヶ原町内に配置されている救急車は1台であります。関ヶ原町内に現在救急隊の受け入れ可能な医療機関はありません。ゆえに1度の出動で消防署まで戻ってくるのに要する時間は約2時間と聞いています。このことから、町内に救急車がない空白の時間ができます。東消防署、垂井との連携もされると思いますが、時間がかかります。このような状況の中で、救急車が到着するまでに救命処置は大変重要になります。

以前、消防署が実施されている救命講習を受講した際にAEDの必要性を実感しました。1次救命処置（心肺蘇生とAED）の関係で、居合わせた人が処置をした場合と、救急隊が来るまで何もしなかった場合では救命の可能性は大きく異なります。さらに1カ月後の社会復帰率は救急隊が到着後の場合は18.9%、近くに居合わせた人がAEDを使用した場合は43.3%と大きく差があります。1秒でも早くAEDの装着をすることで、生存確率が大きく変わると救急救命士の方も言ってみえます。

そこで伺います。現在、町施設を中心にAEDが設置されていると思いますが、何カ所に設置してありますか。設置基準はどのように考えてみえますか。このAEDは24時間利用できますか。役場職員の方々は救命講習を受講しているのですか。

続いて、子育て世代に対する支援状況について。

国の方針では、女性の社会進出を強く推しています。男女共同参画事業の中でも家事や子育てと両立可能な就職、再就職支援など、チャレンジしたい女性を応援しますと表明しています。全ての女性が輝く社会にすることで町の活性化につながるためにも、町としての支援を十分に考えていかなければなりません。

しかし、現在の関ヶ原町内で未満児（ゼロ歳から2歳）の待機児童が3名見えます。大切なのは住民あつてのまちづくりが基本であり、特にこれからの若い世代が安心して子供を産める、安心して育てることができる支援が今の関ヶ原町には必要です。町長は、待機児童が発生している現状を把握されていますか。待機児童が発生した原因と、解消するための早急な改善点はどうように考えておられますか。答弁よろしくをお願いします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） お答えをさせていただきます。

AEDにつきましては、議員の御指摘のとおり、救急車が到着する前に1分でも1秒でも早くAEDによる蘇生措置を実施することは非常に重要であると認識をいたしております。適切な場所への設置に努めているところでございます。

御質問の町施設における設置状況でございますけれども、現在、役場庁舎、各学校、各保育園など22カ所に設置させていただいているところでございます。また、設置基準についてでございますが、明確な設置基準は設けておりませんが、不特定多数の方々が御利用されと考えられる施設を優先に設置しているものでございます。

次の24時間の有無についてでございますが、現在では全てが施設内に設置されておりますので、24時間対応が可能なのは役場本庁舎のみと考えております。県においては、今年度に県有施設へのAED設置が予算化されており、関ヶ原町内では警察施設である関ヶ原交番、また今須派出所並びにエコミュージアムの3カ所が設置予定との情報を得ておりますので、設置していただければ、24時間対応の箇所が現在の1カ所から3カ所となる見込みでございます。

次に、職員の救命講習受講についてでございますが、保育園職員、国保保健福祉総合施設やすらぎの職員は救命講習を受講しており、また消防団員並びに消防団経験者は訓練で受講をいたしております。なお、受講していない職員につきましては、今後、消防職員の協力を得て講習を実施したいと考えているところでございます。

次に、子育て世代に対する支援状況についてでございますけれども、本年度の保育所につきましては4月当初では入園の申し込みがあった乳児、児童の全員の受け入れを行っており、3名の方につきましては、その後において問い合わせがあったもので、現時点では入所申し込みはされておませんが、一応希望という形でお話があったと聞いております。

入園説明会では、次年度の入園希望が把握できた段階で職員の必要性を算定し、確保に努めているところでございます。職員1人当たりの園児数に余裕があれば中途入園を受け入れたいしておりますが、基準を超えた場合には中途入園は難しいのが現状でございます。今後、入所の申し込みをされた場合には、現時点での保育所の人数では受け入れが難しいため、受け入れができるように保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔9番議員挙手〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 先にまず、AEDのほうから再質問させていただきます。

このAED、24時間使うことができるのかできないのかというのは、大変大きな問題だと私は思っております。町民の方々の中にも消防署の指導の上で救急講習を多くの方が実は受講されてみえます。私も受講しました。このときに何をするのかというと、町長も当然受講されてみえるんだと私は思いますが、倒れてみえる方が見えたら、大丈夫ですか、わかりますか。意識がないという状態になったときに、初めて1人で全てをやるわけではなく、近くにいた方、その方々に応援をしていただく。これ一つの共助なんですね。あなたは119番通報してください、あなたはAEDを持ってきてくださいという受講内容があります。この受講内容の中で、講習を受けた方から、じゃあAEDはどこにあるんやと、利用に関して24時間できるんかという質問をお聞きしたから、今回伺ったわけです。

ほかの市町村ではホームページ上、これ、岐阜県の岐阜県域統合型ウェブGIS、災害に関しても全てあるんですが、この地図上で実はAEDの設置場所というのが明確に、今ここにありまよというのが出ております。でも、残念なことに、関ヶ原町では設置場所が公表されているのかいないのか、私はちょっと見受けたことがないんです。

先日、町職員の方に場所と設置数を確認させていただきました。設置場所を確認に行ったところ、設置場所はこうですよということで、今言われた22カ所という部分で伺っているのは理解はできたんですが、これ、設置基準は、ここの施設を利用する方々を対象と考えているというふうに答えがあったんですね。じゃあ施設閉館後、施設の建物の中にAEDがあるにもかかわらず、地域住民の方は利用できないですよ、これはどうなんですかというふうに質問したところ、近隣住民のことは考えていませんと私、伺ったんです。この言葉を聞いたときに、私、本当に唖然としました。行政って住民のあつての運営だと私は思っていたので、非常にここで唖然としてしまいました。24時間利用に関して、何でだめなんですかということを聞いたところ、管理ができないということで、職員の方は理由にされてみえました。

3月の議会でも伺いましたよね。できないんじゃないくて、できる方法は何なのかを考えなければならぬんですということで、3月の議会でも私は伺ったと思います。例えば24時間利用

に関して管理ができないのであれば、24時間あいているコンビニエンスストアに協力をお願いに行くとか、AEDの機械がついている自動販売機があるんですよ。自動販売機メーカーが管理してくれるんですよ。こういう設置をお願いに行くとか、考えれば方法は幾らでもあると私は思っています。例えば現在、今須地区、AEDの設置場所、今須小・中学校、今須の保育園になっています。例えば夜間に貝戸のお住まいの住民の方、並びに下明地区の方が倒れられて、救急車の到着まで5分以上かかりますね。救命に関しては最初の180秒、3分間が大事なんです。3分間です。近くにAEDが設置されていれば、いち早く対応できます。さらに、玉地区においては、考えてみると、余り利用されていない北保育園に今置いてあるはずですが。施設の利用者数のことを考えるのであれば、当然集会所などに変更がなぜできていないのか。さらには、観光客が多く集まる笹尾山周辺、駅前交流館、これ設置されていません。救急救命士の方は一家に1台設置されるのが理想だと言ってみえました。でも、いろいろなことが問題点はあると思います、私も。できることであれば、各自治会単位で1台のAEDの設置をしていただきたいと私は思っています。

さらに、AED設置にかかわる部分で、買い取りでいくと25万から40万ぐらいの費用がかかります。これ、非常に高いものです。そこでAEDのリース、今現在、社会教育のほうでリースで借りてみえます。この単価、実は4,644円、これ1カ月分です。掛ける12カ月で1台当たり5万5,728円。掛ける50の自治会がありますから、全ての自治会が要望されれば278万6,400円、年間でリース料金がかかるということです。私はこれだけの予算をかけても、町民の命を守る体制づくりが今すぐにでも必要だと思っています。町長のお考えを聞きたい。

さらには、AEDを使用するために講習をより多くの方に受けていただかないと、機械があっても使えないでは意味がありませんので、訓練用のAED、1台当たり約9万円ですね。これ、今年度の予算査定で消防署のほうから2台要請が上がっているにもかかわらず、これ外されていますよね。早急に考えていただきたいと私は思いますので、町長のお考えを伺います。

続きまして、子育て世代に対する支援についてです。

先ほど町長は、年度が変わってから、後から園に入れたいんだということで、当初の年度初めのときには、待機児童はゼロだというふうに認識をされてみえるような答弁だったと思うんですが、今現在、入りたいくても入れないという方が見えるという現実をまずわかってください。基準はわかります。年度前に当然、入園説明会があって、そのときの申し込みであって、それに対して人員配置をする。これは間違いないと思います。ただ、入れたくても入れられないという現状が今ここにある。こんな小さな町で待機児童がというふうで、私はちょっと驚きました。

そのお母さんに伺ったところ、8月以降仕事に行きたいと思っていたんだけど、預け入れができないので仕事に行くことができない。これは子育て支援を北保育園でやられてみえますけ

ど、ここの現場で私聞きました。役場の職員の方に聞いたら、はい、3名見えますということ
で伺っております。今の現状がなぜ町長のところに届いていないのか、ちょっと疑問に思いま
した、私。

先ほど言われました、もう一つ、臨時職員に関しては、職員採用がすぐできない。これは町
職員の方も言ってみえました。すぐに見つからないんです。だから、預け入れができないんで
すということでした。臨時職員の採用がすぐできないということであるんだったら、職員採用
の基準という部分で何か問題点があるんじゃないか。賃金はどうなんでしょうか。

以前にも聞きましたよね。近隣の市町村より臨時職員さんの賃金が非常に安いということ
を以前言ったと思います。さらに、関ヶ原の今の臨時職員さんというのは、クラスを受け持った
り書類作成をしたり、正職員の方とほとんど仕事内容が同じである。でも、賃金は大きく差が
あるという現状だと思います。このまま職員の方が採用できずに待機児童が解消されなければ、
あくまでも人口流出にもつながってくる可能性があると思います。

さらに、移住・定住PR動画、今ユーチューブで関ヶ原が流しているPR動画がありますね。
あの中に待機児童ゼロというプラカードを出しているんですね。これ、解消できないんだつ
たら、すぐ修正してください。原因がわかってれば、改善点も必ず見つかると思うんですね。
改善点の一つとして、3つの園を統合するということも受け入れ可能になるように私は思いま
す。待機児童をなくすよう町長の考え方をお答えください。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） AEDについてでございます。確かに、今現状は御指摘のあったように、
役場以外においては夜間は閉鎖してしまっているということで、利用ができないという現状が
あるというのは現実でございます。と言いながら、御指摘のように、いつそれが必要な状況が
発生するということとはわからないということでございますので、万が一のためにそういうもの
を身近に設置したいという御指摘でございますので、そういう方向で検討をすべきだというふ
うに認識をさせていただいたところでございます。

しかしながら、現状の公共施設においては夜間閉鎖してしまっているということの解消策と
いうのは、多分非常に難しい問題でありますので、御指摘のようなコンビニであるとか、そう
いう24時間使えるようなところ、これは正直、今までそういう発想はしておりませんでしたの
で、今後内部においてそういうことでの検討はさせていただきたいというふうに思います。

それから、各自治会への設置でございますが、全部の自治会に設置ということについては非
常に難しい面があるかというふうに思っています。ただ、幾つかの自治会、地域を分けて、
身近なところに置けるということであれば、それはそれでいいと思いますが、例えば自治会の
集会所においても夜間閉鎖をされているという現状はあると思います。そういった問題、どう

したら夜間、24時間対応の中で身近に使う場所ができるのかということについては、正直今まで検討をされてきてなかったという事項でありますので、これから考えさせていただきたいというふうに思います。

それから、消防署のAED2台でございますが、実は関ヶ原のほうにはあるはずでございます、講習用のものが。不破消防としてないということで、予算が上がったというふうに思っております。それで、今年度要望ありましたが、確かに予算はとってなかったというふうに記憶しております。その中で、関ヶ原においては講習用のものがありますので、それで講習を続けさせていただければというふうに思っております。

それから、保育園の入園の関係でございますが、職員1人当たりの園児数は一応基準が決まっているということでございますので、先ほども答弁させていただいたとおり、入園申し込みがあった時点で、何とかその基準に合致するように職員を確保するように努力をしながら、今まで運営をしてきたところでございます。

基準以上の職員を置いておれば、そういった万一入所申し込みがあった時点で対応は可能となるわけでございますけれども、果たしてそれだけの余分な人間を職員として置いておくことがいいのかどうか、そこら辺も考えなければいけないというふうに思っております。ただ、保育園によっては担当を持たない、そういう職員の配置も可能でございますので、そういった職員が未満児とか、そういう申し込みがあったときに対応するというふうな対応がとれないかということは検討課題の一つであろうと思いますし、職員数に余裕があれば当然受け入れをさせていただくわけでございますので、これからの各園での職員の配置数についても、柔軟に対応できるような配置基準といいますか、配置数をこれから今の御指摘の事項も加味しながら入れさせていただきたいというふうに思います。

それから、賃金についてでございますが、確かに前々から指摘をされておりますし、国においても臨時職員の保育士の待遇が非常に悪いというような指摘もされておるところでございますので、町におきまして、保育士の臨時さんの給与面については毎年少しずつですけれども、アップをさせていただきながら対応をしております。ただ、その水準が十分かと言われると、もともとのスタートがスタートでございますので、そこら辺は御理解をいただく必要があらうかというふうに思っております。いずれにしても、これだけ人口が少ない町でございますので、正直待機児童ゼロというのはうたい文句だけに終わらず、実質もなっていかなきゃおかしいだろうというふうに思っているところでございますので、今後そういう意味で何とか対応できるようにしていきたいと思っております。

ただ、お話があった人は、8月とか11月とかということで、今すぐに入りたいというんじゃないけれどもというような御相談があったということは聞きましたけれども、何とかその時点で入れるような体制をとれないかということで指示はさせていただいて、職員は探している状

況だというふうに思っております。そういうことで、何とか希望される方には対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（子安健司君） 再々質問を許します。

〔9番議員挙手〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 非常に苦しい答弁ですね。何でこんなふうになってしまっているのかというところなんですけど、先ほども言いましたけど、問題点がわかったら改善をするのかしないのかという意識づけというところが非常に大切だと私は思います。それに対しては、あくまでも現場の声というのは、これを聞くということが大切だと私は思っております。普通に聞くではだめです。傾聴してください。耳を傾けてください。現場に出てください。これがやはりまちづくりの基本になるというふうに思っています。

なぜここまできついことを言っているのか。町長は所信表明の中で、住んでよかったまちづくりと言ってみえますよ。先ほどの8番議員の答弁の中にも、安心して暮らせるまちづくりと言ってみえました。本当に安心して今の状態の中で暮らせるんでしょうか。私は大変疑問だと思います。だからこそ、今回この2件の質問をさせていただいたんです。ある意味、住民へのサービスが低下しているのではないかと私自身が思ったからです。

先ほども人件費の問題で他市町村と臨時職員さんの部分で考えると言われたのは、財政が厳しい厳しいと、ずうっとこれ、町長は言われ続けられてみえますけど、命を守る団体として消防団がありますよね。財産を守る。3年連続西部分団のポンプ車購入、これ、関ヶ原町で予算で見送られていますよね。分団の方が言っていました、操法の大会のときに。私、現物の車も見させていただきました。実はエンジンから白い煙を吐くんです。いつ何時とまるかわかりません。これでは出動できません。でも3年も予算は見送られております。購入していただけません。これで本当に安心して暮らせるまちづくりを今進めようとされているのか。私は疑問に思います。町民の命を守る、福祉の増進を図る、このような政策をしなければいけないのに、ある施設工事に5,400万円もかけられるというのはどうしてでしょうか。町長は職員に対して、さらに指導、教育ができていますか。

先ほどAEDの問題でも、待機児童の問題でも町職員の方に伺って、問題点まではわかっているんですね、皆さん。防災会議はまだ実施されていないようですよね。以前から、防災会議は庁舎内でやってくださいということを言ってあります。さらに驚いたことには、今年度に入ってから一度も朝礼を実施されてないようです。この状況の中で、職員の方との意思疎通を図るというのは、町長、どのように考えてみえるのか、お答えをいただきたい。

平成29年度関ヶ原中学校生徒総会スローガン「他人に任せず、みずから努力する私たちに」、中学生が考えているんですよ。我々大人が努力していかなければ発展はありません。町民の

方々の話を聞く体制づくりを十分に考え、思うことは誰でもできるんです。実行に移すことが大切なんです。このことを集約して町長のお考えを伺います。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 確かに御指摘がありましたように、わかったら改善をとというのは当然でございます。その中で、それを事業化、また予算化、なかなか厳しい状況の中で進めてこれなかった部分もございますが、そういった面について、今後ともやりくりというものは考えながら、今言いました住んでよかったまちづくりのために努力をさせていただきたいというふうに思っております。

また、西部分団の車の更新につきましても、確かにもう十数年たっておるということで非常に古いというのは承知をいたしております。ただ、諸般の事情もありまして、もう一年我慢できないかということで、計3年引っ張りました。私自身も更新しなきゃいけないというのは認識をいたしているところでございます。そういったことも含めて対応というものはしていかなければならないというのは現実でございます。

それから、防災会議につきましては、今スケジュール的にそこまでのものを指示はしていなかったということでございますけれども、これはやっていかなきゃならないというのは前も申し上げたとおりでございますので、実施をさせていただくつもりでおります。

それから、朝礼の実施につきましては、必要があればというか、訓示的なことがあればやりますよということで、特に指摘事項がない段階ではというか、毎月定例的にやるということまではやめようかということでやめさせていただいたところでございます。また、それは状況において復活というか、集めるということはやぶさかではないというふうにさせていただいてるところでございます。

そんなようなことで、確かに思いを具体化するというのは御指摘のとおり非常に重要なことだというふうに思っておりますし、先ほどの件でもありましたけれども、職員のほうから私のほうに意思疎通をもっとしやすいように、今後とも努力しながら体制づくりを進めていきたいというふうに思っております。そういった意味で、また職員のほうにも提言活動、そういったものは十分できるような体制づくりもさせていただきたいと思っております。

○議長（子安健司君） これで9番 川瀬方彦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

引き続き一般質問を始めます。

2 番 室義光君。

〔2 番 室義光君 一般質問〕

○2 番（室 義光君） 2 番 室義光です。

通告によって一般質問をさせていただきます。

まず、1 点目ですが、関ヶ原古戦場グランドデザイン事業について、2 つ目ですが、企画会議について行います。

まず1 つ目ですが、関ヶ原古戦場グランドデザイン事業について。

平成26年度から実施されている関ヶ原古戦場グランドデザイン事業についてお尋ねします。平成28年度までの関連事業を含めた総事業費と一般財源からの支出金額は幾らなのか。また、今後の関連事業を含めた計画に対する関ヶ原町の負担金額が幾らになるのか、お伺いします。

小さい2 つ目ですが、関ヶ原古戦場ビジターセンター ― 仮称ですが ― の管理運営方式について、町民の皆様が懸念されておられますビジターセンターの運営は、岐阜県の直接運営方式で行うのか、指定管理方式で実施されるのか、それとも関ヶ原町の単独運営なのか、岐阜県と協議がどの程度進んでいるのか、これまでの協議内容の経過報告と今後のどのような決意で交渉されるのか、町長の考えを伺います。

もう一つ、最後の企画会議についてですが、町長は町長選挙公約及び年度当初の所信表明などで将来に向けて住んでよかったと思えるようなまちづくりを掲げられ、基本方針や重要政策はかたい信念のもと決められていると思います。

そこで伺います。

企画会議は、町長主宰のもと毎週火曜日に開催され、副町長以下十数名の管理職による会議を開き、町政の基本方針及び重要政策の審議策定と町行政の総合調整及び町行政の計画的かつ効率的な推進を図るとなっていますが、企画会議ではどのような内容で審議され、議論されているのか。また、町全職員に会議内容を周知徹底して実施されているのか、議事録があるのか、お伺いします。

以上、町長の答弁をお願いします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、お答えをさせていただきます。

1 つ目の平成28年度までの総事業費関係、また今後の事業計画に対する負担額については、後ほど担当課長からお答えをさせていただきます。

2 番目の（仮称）古戦場ビジターセンターについての昨年度中の詳細につきましては、昨年度中に詳細設計が完了する予定でしたが、老人福祉センター敷地についてもビジターセンター敷地として利用することとなったため、現在、知事や有識者を含めた関ヶ原古戦場グ

ランドデザイン・フォローアップ懇談会等において、改めてビジターセンターのゾーニングの検討を行っており、決定後、速やかに基本設計、詳細設計を行うこととなっております。こうした状況もありまして、ビジターセンターの管理運営方式については現時点では決まっておりませんが、少なくとも町の単独運営というのはございません。また、運営費の負担についても、御承知のとおり、町の財政状況は厳しく、できる範囲はおのずと限られたものになってくることから、町の財政事情等を鑑みながら、今後、町と県とで管理運営方式等について議論を深めていきたいと考えているところでございます。

企画会議につきましては、私を含む特別職職員及び各課課長等15名をもって毎週火曜日を原則として開催をいたしております。会議では、まず1週間の公務内容、また各行事などの確認や調整を行い、付議事項の協議を行っております。

御質問のどのような内容で審議され、議論されているのかでございますが、付議事項は大きく分けて審議事項と報告事項というふうになります。個々の審議事項及び報告事項につきましては、各課長から提出される事項もあれば、私からの指示、協議事項もございます。それぞれの意見を出し合い、議論や調整を行っているところでございます。

次に、職員全員への会議内容の周知徹底についてでございますが、これにつきましては各課長から担当課職員へ報告がされているものと認識をいたしております。また、議事録の有無についてでございますが、議事録は作成しておりませんが、各課長において内容等記録しているという状況でございます。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 関ヶ原古戦場ランドデザイン事業についてですが、平成26年度から平成28年度までの総事業費は3億9,700万円、そのうち町一般財源からの支出は5,200万円となっており、総事業費の13%を町が負担しております。

また、既に御承認いただいております平成29年度予算については、総事業費1億6,500万円、そのうち町一般財源からの支出は3,900万円となっております。

なお、平成30年度以降の事業について、現段階においてお示しできる数字はございません。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔2番議員挙手〕

2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 再質問させていただきます。

ランドデザイン事業についてですが、平成26年度当初の説明では、ハード、ソフト事業の総事業費は15億400万円で、29年度までの関ヶ原町の負担額は1億5,873万9,000円というようなことで、これ3年間ですが、聞いております。その中で、この3年間で75%まではやるとい

うような当初の説明でございました。その後、古田岐阜県知事の出席のもと、幾度かの古戦場グランドデザイン・フォローアップの懇談会において、事業の内容について検討及び見直し等を進めておられ、平成31年度オープン、関ヶ原の戦い420周年等の節目を迎えるということで、平成32年度、2020年ですが——これオリンピック開催年ですが——には事業の安定的展開に向け、平成29年度から岐阜県庁内に関ヶ原古戦場整備推進室が設置され、課員9名体制で進められております。古田知事の関ヶ原町観光事業の促進に対する絶大なる支援に町民一同深く感謝申し上げたいと思います。

平成28年8月28日の町民説明会において、古戦場グランドデザイン事業の概略について説明されましたが、その後、約1年が過ぎようとしていますが、町長は町民の皆様には約束をされた町民説明会を開催し、深く理解を得る責任があると思います。古戦場グランドデザインの事業内容及び事業の確定に時間が要するのであれば、事業の経過報告及び今後の事業計画等を何らかの方法で町民の皆さんに中間報告を行って理解を得る必要があります。関ヶ原町としては近年にない大きな事業であり、官民一丸となり、この古戦場グランドデザインを成功させて、町民の理解と協力のもと、活力のある、魅力のあるまちづくりを強力に推進すべきです。町民説明会の開催と中間報告について、町長の所見をお願いいたします。

2番目、ビジターセンターの運営について、今、町長のほうからいろいろお話があって、まだだというようなことですが、平成28年3月31日の資料ということですが、私どもはこういう資料をもらっておりますので、これに基づいてお話しさせていただきます。

管理運営に必要な費用は、原則として入館料等の利用料の収入で賄う。年間の管理運営費、これは概算ですが、約7,200万円、これ、人件費も含んでおります。収入見込みの概算、利用者11万人にして入館料1名500円の設定で4,400万円がかかります。そこで不足分2,800万円は、岐阜県と関ヶ原町が等分に負担することを前提に今後検討していくとありますが、現在、岐阜県と関ヶ原町が協議中でありますので、支障がないところで答弁があればしていただきたいと思います。

それから、企画会議についてですが、今お話がありましたが、企画会議の回数は年間50回も開催されることになっております。会議の内容は、今言われましたように審議事項と報告事項に付議された事項について審議され、議論されると思いますが、私が思うのに、議会の回数が多さゆえに通常の行事報告程度ではないか、懸念が持たれます。本来の会議が行われているのか、また議会の一般質問に対する議員の指摘事項や懸案事項を議題として議論されているのか。

また、会議の審議事項に次の事柄を議題にしたことがありますか。これはあるかないかで結構ですが、1つ目、家畜等の伝染病の防疫体制について、これは鳥インフルエンザですが、2つ目、全国瞬時警報システムJアラートについて、3つ目、空き家対策について、4つ目、公共下水道事業の公営企業の会計移行について、5つ目、働き方改革、6つ目、防災会議につい

て、これは先ほども同僚議員からもありましたが、いろいろなことを含めてで、防災に対しても含めてですが、7つ目、企業立地・企業誘致について、8つ目、町有地の再開発について、これは前回の私の一般質問でしておることですが、9つ目、小・中学校及び保育園の統廃合についてであります。

以上、開いたか開かなかったかということを町長の答弁を求めます。以上です。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ビジターセンターの建築関係につきましては、先ほどもお答えしたとおり、老人福祉センター用地を敷地にするということで、その後の計画が正直何回か行きつ戻りつしているという状況でございます。そういったことで、何とか31年度末完成の32年度オープンという目標を掲げながら、今、急いで取り組みを進めておるという状況でございます。

そういったことから、当初予定では今年度入ったら説明ができるんじゃないかということで説明会を進める予定でございましたけれども、現時点で何とか建物本体のみの格好がやっとこさ決まりかけているという状況で、まだ、いわゆる外構、駐車場、そういう周りの状況も何も決まってない、そういう状況でございますので、もう少し時間をいただいた上で、大体案が固まった段階で説明会は開催させていただこうというふうに思っているところでございます。

そういったことで、今現在までの中間といいますと、非常に説明がしにくい。駐車場はどうなるんやと聞かれても、わかりませんとしか今答えられない、台数がどうなるか。そんなようなこともございますので、アウトラインが大体御説明できる段階になった時点で開催をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、管理運営の関係でございますが、これはまだ、先ほどもお答えしたとおり、額は決まっておりますし、当初のグランドデザインの概要版に載っているあれについても、計画そのものの概要は全然変わってきているということで、折半という考えは全然なしということで捉えております。そういったことで、大きくなった時点で副知事ともお話しさせていただいて、町の懐ぐあいを考えてくれよということでお願いさせていただきましたところ、当然それはわかっているから、町の分としての負担というのはそれ相応のことで考えさせてもらいたいというような御返事もいただいておりますので、その方向で調整されるべきものと考えております。

それから、企画会議のほうでございますけれども、行事予定の調整だけかと言われると、そうばかりでもなしに、やはりそれなりの今出てきている課題、問題点があったときには、その情報の共有も図りながら、どうやって進めていくかというようなことも協議をさせていただいておりますし、各課においての事業の中でやはり全員が知っていなければならない事項の、そういった周知もお願いをするというようなこともさせていただいているところでございます。

企画会議の内容は、その週によって内容は異なりますけれども、やはり必要な事項については協議をするというのは原則でございまして、例えば今、御質問ありましたような一般質問での回答をどうやってやっていくかというようなことも協議の対象として取り上げさせていただいているところでございます。

それから、次に数を上げられましたけれども、それぞれイエスかノーかでございますが、鳥インフルにつきましては、話題にはなりましたけれども、町には鳥を飼っていらっしゃるところ、前は今須のほうにあったんですけれども、今はないということで、そういう状況はどうやという程度のものでございます。

それから、Jアラートにつきましては、以前におきまして、これが鳴る想定訓練とか、鳴った場合の対応は協議しております。

それから、空き家対策につきましても、空き家対策はいわゆる中古の空き家利用、それから老朽危険建物の対策、これは担当課がまたがっているというような関係もございまして、話題にはさせていただきながら、取り組み方針についての、規定まではいきませんが、話はさせていただいているところでございます。

それから、公共下水道の会計の移管ですけれども、これはテーマには上がった記憶はございません。

それから、働き方改革についても正直余り記憶がないというのが現状でございます。

それから、防災会議についてはテーマにさせていただいて、どうやっていくかということは話し合いをさせていただいております。

次に、企業誘致の関係につきましても、これは場所等もいろいろありますけれども、テーマにして協議をした事実はございます。

それから、町有地の再利用も、隣の空き地の問題も含めて協議をさせていただいたことはございます。

それから、小・中の統廃合問題も課題にしておりますということで、企画会議だけじゃなしに、ほかの場でも話は出ている部分もございまして、ちょっと確実にという部分はないかもしれませんが、テーマに出させていただきながら、審議状況の深い浅いはいろいろあると思いますけれども、御理解をいただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

失礼いたしました。今須のほうの鶏舎はまだやっていらっしゃるようでございますので、話題にあったということでございます。

○議長（子安健司君） 再々質問を許します。

〔2番議員挙手〕

2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 再々質問させていただきます。

グランドデザイン事業の中で、これまで4年間、26年度から29年度までの総事業費は4億2,750万円というようなことで、国・県の補助金は3億3,650万円、残り9,100万円は関ヶ原町の自己財源で、負担率は4年間平均で21.3%です。残りの事業に必要な負担額は、私の試算では、当初もらっておりました計画書でいきますと総事業費15億円で計算しておりますが、平成33年度までに約8,000万円から1億円ぐらいと私は思います。ただし、ビジターセンターの建物、それから標示等の費用は県事業のため、この中では20億円程度ということになっていますが、これは含まれておりませんので、これに対しての財源の捻出方法をお伺いしたいと思います。

捻出するのになかなかお金も要るわけですが、町長が言ってみえました無駄な経費は極力減らすというような、前回質問したときにもそういうお話で質問させていただきましたが、一つの例ですが、関ヶ原古戦場整備費として、全国からネットなどで寄附金を募る方法もあるんじゃないかというようなことを思います。

2つ目、関ヶ原古戦場ビジターセンターについて、新しく図面をいただいたんですが、商業棟をつくることに要望してなっておるように思いますが、これの飲食、物品販売コーナーですが、これの運営は関ヶ原町観光協会への指定管理方式なのか、また公募による地元事業者の選定か、どのような方法で進められるのか、町長の考えをお伺いします。

企画会議についてですが、今、町長、訂正されましたが、山県市で1月14日に高病原性鳥インフルエンザが発生し、岐阜県及び山県市等による敏速な連絡対応や的確な判断により、2月4日には移動禁止の解除をされ、早期に収束されました。我が町、今須地区には養鶏場の鶏舎2棟がたしかあるはずですが、ここで鶏が飼われております。これは、ワクチン用の卵をつくっておられるというふうに聞いておりますけれども、この鳥インフルエンザを含め家畜等の伝染病の防疫体制や埋却業務に関する運用協定やマニフェストについて審議されたのか、お伺いします。

埋却業務というのは、発生してから72時間以内に土の中に埋めないかんというような法律があるらしいんですが、そんなようなことを対応するのに、これは関ヶ原町の建設業協会等と協定を結んでいただくと。けさも出ていましたし、二、三日後も揖斐川町と、それから大垣と協定を結んでおられますが、こんなようなことについて会議の中でお話しされているのかなというようなことを思います。以上です。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 事業費につきましては、先ほどもお答えしたとおり、今ビジターセンターが規模が大きくなっていくということで、もうちょっと膨れるというふうに思っております。

が、その中で、やはり前は町と県とで共同で建設するんやというようなことでしたけれども、今は県が主体になってつくるんやということに方向性が変わっておりますので、といいながら、今の歴史民俗資料館は残しながらということですので、歴史民俗資料館の負担分としてどれだけのぐらいが必要かということが協議の対象になろうというふうに思っているところでございます。そういったことで、町の負担が今後幾らになるかというのはまだまだわからない状況でございますが、何とか一般会計の中から町負担分は捻出しなければならないというのが現状での認識でございます。

ただ、今、古戦場整備費に関する全国から募金をしてはどうかという御提案でございます。これについてはどういうふうにやっていいのかということのも急な提案でございますので、明確な答えはどうすべきかということのも持ち合わせておりませんが、検討する課題であろうというふうに思っております。以前も樽募金したらどうやといただきましたけれども、非常に難しいかなということもあった、いろんな意見が出ている状況で、まだ結論が出ていないという状況でございます。

それから、商業棟のほうでの飲食、物販の関係でございますが、これも指定管理になるだろうというのは思っておりますけれども、ただ、どこの業者が入るかということについては、まだまるっきりの白紙だということでございますので、今後、町の観光協会等が受ける場合においては、それなりの自分のところの体制を整えてもらわなきゃできないというふうに思います。物販については観光協会もいろいろとやっておりますけれども、飲食部分についてはまるっきりやっていないという現状でございますので、そこら辺も含めてどういう形になるのか。例えば、飲食部分は飲食部分だけ、物販は物販と分けていただけるのか、そこら辺についてもまだ何も決まってない状況でございますので、今後協議をさせていただく中で決めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、山県市の鳥インフルが発生したときの対応でございますが、これにつきましては、やはり事件性が非常に大きいということで、すぐに県のほうと協議しながら対応を進めないかなということでの、そこら辺の連絡体制等の確認はさせていただいたということでございまして、町でたちまちにどうやって動くんやというところまでじゃなしに、県の指導のもとで動くんやということで話はしたということでございます。

それから、建設業者との協定の関係でございますが、これはやはり万が一の場合を考えたときにはやっていただいたほうが非常にありがたいなというふうに思っておりますので、協議をさせていただいて進めさせていただきたいと思っております。

○議長（子安健司君） これで、2番 室義光君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時49分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第 3 議案第61号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第 3、議案第61号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 4 議案第62号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第 4、議案第62号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 5 議案第63号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第 5、議案第63号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第64号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第6、議案第64号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第65号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第7、議案第65号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第66号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第8、議案第66号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第9 議案第67号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第9、議案第67号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第10 議案第68号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第10、議案第68号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第11 議案第69号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第11、議案第69号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第12 議案第70号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第70号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第13 議案第71号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第13、議案第71号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第14 議案第72号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第14、議案第72号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第73号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第73号 関ヶ原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これにて、本会議に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（子安健司君） 以上をもちまして平成29年第3回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時05分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員